

* ICU に入学を希望する受験生の学習のために公開している資料です。
ICU 公式の試験問題用紙ではありません。
(This is NOT the official Exam.)

No.000001

受験番号					
------	--	--	--	--	--

社 会 科 学

問題冊子

指示

係りの指示があるまでは絶対に中を開けないこと

0. (Have at it, and have it!)
1. この試験は、資料を読んで、あなたがその内容をどの程度理解し、分析し、また総合的に判断することができるかを調べるためのものです。
2. この冊子は前半が資料で、後半に 41 の問い(1-41)があります。配点は 80 点満点です。解答カードには表裏あわせて 100 の解答欄がありますが、42 以降は使用しないでください。
3. 解答のための時間は、正味 70 分です。資料を読む時間と解答を書く時間の区切りはありませんから、あわせて 70 分をどう使うかは自由です。
4. 解答のしかたは、問題の前に指示してあります。答えが指示どおりでないと、正解でも無効になります。
5. 答えはすべて、**解答カード**の定められたわくの中に**鉛筆**を用いて書いてください。それ以外のところに書いたり、また答え以外のものをかきこんだりすると無効になります。
6. 一度書いた答えを訂正するには、消しゴムで**きれいに消してから**、あらためて正しい答えを定められたとおりに、はっきり書いてください。
7. メモには**この問題冊子の余白**を用い、ほかの紙は使用しないでください。
8. 「**考査やめ**」の合図があったら、ただちにやめてください。試験監督が問題冊子と解答カードを集め終わるまでは、退室できません。
9. この指示について質問があるときは、試験監督に聞いてください。ただし問題の内容に関する質問は**いっさい受けません**。

「受験番号」を解答用カードの定められたところに忘れずに書き入れること

I

S君：先生、おはようございます。今日は、先日の授業について質問させていただきたいと思ってオフィス・アワー^(註1)に伺いました。

T先生：おはよう。そうですか。後からティーチング・アシスタント^(註2)のUさんも来る予定ですが、どうぞお入りください。授業でどこか分かりにくいところはありませんか。

S君：そうですね。まず、日本国憲法と明治憲法との違いについて再確認したいのですが。

T先生：それはいいスタート・ポイントですね。日本国憲法は形式的には明治憲法の改正手続によって制定されたものですが、実質的には、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原理とするまったく新しい憲法です。これらの基本原理こそまさしく憲法前文に言及されている「人類普遍の原理」であり、新憲法の制定によって日本は世界に普遍的に通用する内容の憲法を持つことになったと言われているんですね。基本的人権の尊重について、明治憲法ではどうなっていましたか。

S君：はい。たしか明治憲法では「臣民権利義務」という章を掲げていました。権利や自由は保障されていても、それは人間が生まれながらにもっている自然権として人権を確認する形ではなく、天皇が臣民に恩恵として与えた形だったと思います。それぞれの権利は、法律の範囲において保障されたに過ぎず、法律による制限が可能だったということでしたよね。

T先生：そうですね。いわゆる（ A ）という保障の形になっていました。人権保障のあり方については、有名な森・伊藤論争というものもありましたね。（ B ）における憲法原案の審議の際に森有礼が明治憲法に「臣民ノ権利義務」を規定するのは不適切だから、「（ C ）」と書き改めたいという主張をしたところ、伊藤博文はどう答えましたか。この前、配付した資料に抜粋しておいたのですが。

S君：あ、ここの箇所ですね。「森氏ノ説ハ憲法学及国法学ニ退去ヲ命シタルノ説ト云フヘシ。抑憲法ヲ創設スルノ精神ハ、第一君権ヲ制限シ、第二臣民ノ権利ヲ保護スルニアリ。故ニ若シ憲法ニ於テ臣民ノ権利ヲ列記セズ、只責任ノミヲ記載セバ、憲法ヲ設クルノ必要ナシ」と伊藤は答えています。

T先生：さらに伊藤は、「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総覽シ此ノ憲法ノ条規ニ拠リ之ヲ施行ス」の「此ノ憲法ノ条規」以下を削除せよという意見に対しても、「抑憲法ヲ創設シテ政治ヲ施スト云フモノハ、君主ノ大権ヲ制規ニ明記シ、其ノ幾分ヲ制限スルモノナリ。（中略）憲法政治ト云ヘバ即チ君主権制限ノ意義ナルコト明ナリ、本条ハ此ノ憲法ノ骨子ナリ」と主張しました。

つまり明治憲法の起草者たちは、いったい何のために憲法を作らなければならないかという立憲

(註1) オフィス・アワーとは、教員が研究室において学生からの質問や学業についての相談に応じる時間帯のこと。

(註2) ティーチング・アシスタントとは、学部生に対する助言や学部の講義・実験・演習などの授業運営の補助業務を行う大学院生のこと。

主義の核心部分を理解していました。そして一方では自由民権派によって提起された自由主義・民主主義的な憲法構想を一蹴しながらも、さりとて近代憲法の理念だけは最低限維持しようとする意図の下に構想していったのです。しかし、実際に作られた明治憲法の内容は絶対主義と立憲主義の妥協的な形態であって、民主的な要素と反民主的な要素が並存していたと言っているのではないのでしょうか。

S君：ということは、明治憲法の採用していた立憲主義は権力を抑制し、国民の権利を保障するという本来の立憲主義とはだいぶ隔たっていたと理解してよろしいですか。

T先生：そうですね。明治憲法の起草者たちは、立憲主義の最低線を維持しながらも、下からの民主主義的な要求は断固拒否し、天皇の権威と権力を強化して、議会の権限はできるだけ限定したものにしようとしていたんだと考えられます。(7)「我国ニ在テ機軸トスベキハ、独リ皇室アルノミ。是ヲ以テ此憲法草案ニ於テハ専ラ意ヲ此点ニ用ヒ、君権ヲ尊重シテ成ルベク之ヲ束縛セザラン事ヲ勉メリ。或ハ君権甚ダ強大ナルトキハ濫用ノ虞レナキニアラズト云フモノアリ。一応其理ナキニアラズト雖モ、(中略)徒ニ濫用ヲ恐レテ君権ノ区域ヲ狭縮セントスルガ如キハ、道理ナキノ説ト云ハザルベカラズ」という伊藤博文の(B)での冒頭の宣言が象徴的な意味を持っていたと思うんです。

S君：なるほど。

T先生：さて、日本国憲法の基本的人権の方だけれど、その考え方の基礎にあるのは一人ひとりの個人を大切にするという考え方ではないでしょうか。日本国憲法第13条の「すべて国民は、個人として尊重される」という規定は、個人尊重主義の原則を掲げている。一人ひとりの人間はかけがえのない価値と個性をもっているから、その一人ひとりを人間として最大限に尊重しよう。豊かな人も貧しい人も、健康な人も障がいのある人も、女性も男性も、子どもも若者も年齢を重ねた人も、すべての人を個人として尊重しようという考え方を憲法の基本的な価値観としています。個人の尊重とは、自分と他人の違いをそれぞれが認め合って尊重する。だから自立した一人ひとりが自己決定できることにもなるのではないのかな。

S君：ただし、自分の権利や利益を自分で守ると言っても、その能力や手段を十分備えていない人々の「自立」を支援する仕組みに取り組んでおく必要もできますよね。そして、人はみな人間として平等であるという考え方、つまり平等権の保障はこの「個人の尊重」の原理と表裏一体をなすものですし、自立支援ということから国家による生存権の保障という仕組みも必要ではないでしょうか。

T先生：いいポイントに気がつきましたね。日本国憲法は19世紀のヨーロッパで確立した「国家からの自由」と国民権と議会中心主義という近代憲法の中心原理を基礎として、それに社会権や平和主義の条項を取り入れた現代市民憲法の一つと言われていますね。

II

T先生：日本の政治の仕組みを定めている統治機構について整理するとどうなりますか。

S君：立法権は国会に、行政権は内閣に、司法権は裁判所に帰属する三権分立として理解していますが。

T先生：そうですね。憲法前文では「権力は国民の代表者がこれを行使し」と謳われていることから明らかなように、代表民主制を基本としていますね。これは議会を中心とする政治のことであり、議会制民主主義とも呼ばれています。議会制民主主義では、国民の意思は議会に代表され、議会が公開の討論を通じて国政の基本方針を決定する。この意味で議会は国民の意思を代表するものとして、政治の中心に置かれています。しかし、これが機能していくためには、代表者、つまり議員の構成が民意を正しく反映しなければならない。したがって、国民の意思を可能な限り反映することができる選挙制度が必要となってきます。そこでS君、選挙制度にはどんなものがありましたか。

S君：はい。一つの選挙区から一人の議員を選出する小選挙区制と複数の議員を選出する大選挙区制があります。各政党の得票数に比例した議員を選出する比例代表制もあります。

T先生：どのような選挙制度がいいと思いますか。

S君：小選挙区制は多数派の意見を反映させようとするものなので二大政党制を助長して政権が安定するとされていますが、少数派の票は議席に結びつかない死票となります。国民の価値観が多元的に分かれているところでは適切ではないとも言われています。大選挙区制は少数派の意見を尊重できますが、同じ政党の候補者の同士討ちもありますし、小党分立をまねきやすいとされます。だから、どの選挙制度がいいと一般化して割り切るのは問題ではないでしょうか。

T先生：現在の衆議院の選挙制度は（ D ）が採用されていますが、一票の価値の平等が解消しきれておらず課題を残していますね。ただ、選挙制度を考えていく場合には、政治を安定させるという「安定政権の論理」と、国民の意思を公正かつ効果的に国会に反映させるという「民主的代表の論理」の二つを考慮することは大事ですね。

行政権については、国民主権の確立によって公務員は「(E)」となりましたが、どのような問題が生じていますか。

S君：そうですね、省庁間のセクショナリズムや特殊法人や独立行政法人への天下りなどいろいろな問題が指摘されていますが、市民の立場から見るともっと (イ) 行政の透明性 を高めて欲しいという声が多いのではないのでしょうか。

T先生：透明性を高めることについては、行政だけでなく司法についても指摘されていますね。

欧米諸国では、主権者である国民が裁判に関与することも一般的になっています。日本でも司法制度改革の一環として、殺人などの重大犯罪についての刑事裁判に限定されますが、2009年から（ F ）制度が実施される予定ですね。

S君：僕ももうすぐ20歳になるので、抽選で選ばれるかもしれません。裁判が国民の常識とかけはなれないようにするためには大切なことなのかもしれませんが、裁判官に対しては国民審査制度も設けられていますので、主権者である国民が司法を監視する機会がないわけではなかったですね。

T先生：国民審査制度があるのは最高裁判所の裁判官に対してだけです。最高裁の判決は判例となったり、「憲法の番人」としても最高裁はとても重要ですからね。

多くの国の裁判所には法律などの合憲性を審査する制度が設けられていますが、この制度は、国民代表機関としての議会の決定を最高の決定とする時代においては、国民から選挙されていない裁判官たちが議会の決定を審査することは民主制の原理に反するというので、採用していた国は（ G ）だけに限られていたこともあるんですよ。しかし第二次世界大戦後に西側諸国に、そして冷戦後は旧社会主義諸国においても広く採用されるようになっていったんです。その場合、特別な憲法裁判所を設置してその裁判所がすべての憲法裁判を引き受けるタイプと、普通の裁判所が具体的な裁判をするなかで必要に応じて憲法判断をするタイプに大きく分けることができます。

S君：日本のタイプは後者に属するのでしょうか。(ウ) 日本の裁判所は憲法判断について消極的だという批判も聞いたことがあります。いっそのこと憲法裁判所を新しく作り、そこで一手に憲法裁判を引き受けて、効率的な憲法裁判を行った方がいいのではないのでしょうか。

T先生：憲法裁判所制度を導入すべきかどうかについては、専門家の意見も分かれています。もしその憲法裁判所が違憲の疑いのある法律にあまりにも拙速に合憲の判決をだしてしまうと、国民の生活感覚から切り離された一部の裁判官の政治的意向に左右されすぎないでしょうか。(エ) 憲法裁判所の導入が必ずしも基本的人権の保障の強化につながる保障はないことにも注意する必要があるかと思います。

III

Uさん：T先生、S君、おはようございます。お話し中に失礼します。憲法について議論されていたのですか。ぜひ私も議論に参加させてください。

T先生：どうぞ、どうぞ。Uさんはいま修士論文を執筆するために、衆議院と参議院の（ H ）の報告書を調べているんですね。

S君：国会にこの機関が設置されたのは、たしか日本国憲法ができてから初めてのことでしたよね。

T先生：そうですね。日本国憲法が公布されてから60年以上経っています。そろそろ新しい時代に合わせて変えるべきだという議論が出てくるなかで、2000年に衆参両院に（H）が設置され、5年あまりの議論や調査を経て、2005年に最終報告書が公表されました。この（H）には憲法改正の発議権はありませんでしたが、2007年に成立した憲法改正手続法（国民投票法）には憲法改正原案を審査し発議することができる（I）についても言及されています。Uさんは、このような動きについてどう考えますか。

Uさん：そうですね、確かに日本国憲法が制定された当時は、現在のような地球環境問題も情報化社会も想定されていなかったで、時代遅れになっているという人もいますね。プライバシー権や知る権利などこれまで解釈でしのいできたものもありますが、将来世代への責任をとまう環境問題は解釈だけでは対応が不十分であるように思います。ドイツの憲法（基本法）のように、環境保全義務を国家の義務あるいは責任として規定すべきだという意見もありますね。

S君：ドイツ基本法での人権の位置づけは、日本と違うんですか。

T先生：ドイツ基本法では、「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ、保護することは、すべての国家権力の義務である」と謳っているんです。

Uさん：つまり、人権は国民の権利というよりも国家が国民を保護する義務として位置づけられているわけですね。その一方で、環境保全については国家の義務ではなく国民の義務あるいは責任として位置づけるべきではないかという意見もあります。

S君：国家も国民も協力していけばいいのではないのですか。

T先生：ところが、国家と国民が協力したり協働すべきだという意見は、実際には国民の義務規定が増やされていくだけで、国家からの自由や国民主権を基礎とする近代立憲主義の流れからかけ離れていくのではないかという懸念もあります。

IV

T先生：Uさん、日本国憲法の平和主義についてはどのような議論がなされていきましたか。

Uさん：「再び侵略国家にはならない」という意味で平和主義を捉えると、この理念は各派に共有されていたと思います。しかし、憲法前文や憲法9条の評価となると、憲法規範と現実の乖離をめぐって、改憲を志向する勢力と憲法が目指す平和をアジアや世界に広げてゆこうという護憲勢力の隔たりは埋まっていません。平和的生存権をめぐる議論も続いています。

S君：9条があったからこそ日本は戦争を起さず、他国にも侵略されなかったという議論がある一方で、日本の平和と繁栄は9条というよりも日米安全保障条約や自衛隊があったからだという見方もありますよね。国連憲章でも自衛権は認められています。自衛権や自衛隊の問題は憲法や

国際法のなかでどのように理解すれば良いのでしょうか。

Uさん：自衛権や自衛隊と憲法の関係については、憲法上の根拠を明らかにすべきという意見、憲法に明記すべきだという意見、自衛のための必要最小限の武力の行使を認めつつ9条を堅持すべきとする意見、自衛権の行使としての武力の行使や自衛隊に否定的な意見などが混在していますね。日本政府は、憲法はそもそも国家の自衛権を否定していないとし、「専守防衛に徹し、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は、憲法の認めるもの」との解釈をしています。自衛隊に否定的な立場のなかには、憲法9条は、国家権力の最強の手段である軍事力の保持を禁じることによって立憲主義を実現しようとしているとする見解もあります。

国連憲章では、国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間の自衛権を認めています。集団的自衛権についての政府見解は、日本はこの権利を保持しているが、憲法のもとでその行使は禁止されるとしています。しかし、1999年の新ガイドライン関連法の成立によって日本が攻撃を受けたときだけでなく、「周辺事態」への日米協力はこれまでの政府見解が否定してきた集団的自衛権の行使につながるのではないかとの疑問も出ています。

T先生：これからの日本国憲法の平和主義のあり方を考える際には、近代日本における平和主義思想の潮流も無視してはいけないと思います。例えば、ICU図書館には(オ)内村鑑三記念文庫もありますので、もしよかったら参考してみるとよいかもかもしれません。

Uさん：かつて非戦論や反戦論が次第に開戦論に傾いていった歴史ですね。帝国主義国の圧力にさらされたアジアで日本が日露戦争に勝利したことはアジアの民族意識を高めたと言われていますが、その後の日本は、むしろ欧米列強とやらんで大陸に進出していきました。やがてこの列強間の覇権争いが第一次世界大戦につながります。戦間期にはワイマール憲法や大正デモクラシーなど平和主義的な傾向も見られましたが、結局、軍国主義の台頭が第二次世界大戦を招きました。憲法9条の平和主義には、帝国主義と軍国主義という暗い過去を清算して日本が再び戦争する国にはならないというアジアの人々との約束という意味もあると思います。

S君：日本国憲法は、アメリカに強要されたものだという見方もありますが。

Uさん：憲法9条には連合国による日本の軍事力の解体や責任追及という意味もあったのかもしれませんが、冷戦後の世界で内戦やテロや貧困の問題を解決してゆくためには、憲法前文や9条の平和主義を世界に広めていくことこそが日本の重要な役割になるのではないかしら。

T先生：1994年に国連開発計画（UNDP）が出した報告書で提案された「(J)」という概念を日本国憲法の平和主義に反映させるべきだという議論もなされていますね。この考え方は、日本が平和主義に立った国際協力を推進してゆくうえでの重要な理念の一つになりうるかもしれません。国連のミレニアム開発目標（MDGs）もこれを実現するための取り組みの例として挙げられるのではないのでしょうか。

Uさん：2003年に改訂された「政府開発援助（ODA）大綱」にも新たにこの視点が取り入れら

れていましたね。具体的にはどのような支援をしているんでしょうかね。

S君：この夏、国連児童基金（ユニセフ）でサービス・ラーニング^(註3)を体験した先輩に聞いたことなのですが、日本のODAはスーダンなどの紛争地で対人地雷の犠牲になった子どもたちへの支援や教育活動にも使われているそうですよ。

T先生：「スローモーションの大量殺戮兵器」とも「貧者の核兵器」とも呼ばれる対人地雷は、内戦が終わった後も大きな脅威となって人々が平和に暮らすことを妨げていますからね。そうしたなかで欧米の非政府組織（NGO）が中心となって1992年に発足させた「地雷禁止国際キャンペーン」（ICBL）は、対人地雷の全面禁止を理念に掲げて国際世論を盛り上げていきました。この運動に（ K ）政府が呼応して、対人地雷の全面禁止を目指す国際交渉が進展し、1997年に対人地雷禁止条約が署名されたわけですね。こうした軍縮や不拡散などの問題を基本的人権の観点から捉えたNGOのキャンペーンはとても有効だったと思います。

S君：同じようなNGOの取り組みは、核兵器に対しても行われているのですか。

Uさん：1995年の核不拡散条約再検討・延長会議の際に核廃絶交渉を目指したNGOなどを中心に結成された「アボリション2000」があります。

S君：対人地雷廃絶が条約に結実したのに対して核廃絶が条約になっていないのは、やはり大量殺戮兵器の方が保有国の抵抗が大きいからなのでしょうかね。

Uさん：中国、ロシア、アメリカといった大国は、対人地雷禁止条約にも批准していないので、通常兵器の方が保有国の抵抗が小さいというわけではないと思いますよ。

T先生：対人地雷禁止条約に続いて、「国際小型武器行動ネットワーク」（IANSA）が活発にキャンペーンをしており、日本政府も小型武器規制には積極的に取り組んでいますが、武器貿易を規制する条約にはまだ結実していません。地雷と同様に民間人の被害が大きいクラスター爆弾を禁止する条約は2008年に採択されましたが。

S君：必ずしも通常兵器の方が大量殺戮兵器の軍縮よりも簡単だというわけでもなさそうですね。法律や軍事だけでなく、経済も絡んでいるからでしょうか。

T先生：通常兵器か大量殺戮兵器かに関わらず、それらを生産・保有・使用する（ L ）をどのようにコントロールするかがカギかもしれませんね。

(註3) サービス・ラーニングとは、学生が自主的な意思に基づいて、一定期間、無償で社会奉仕活動を体験し、知識として学んだことを体験に活かし、また体験から生きた知識を学ぶ教育プログラムのこと。

S君：憲法と経済については、どのように理解すればよいのでしょうか。

T先生：「経済」という言葉は、もともと国や世の中を治め、民を救うことを意味する「経国済民」や「経世済民」に由来しますし、経済社会を国家や世界の広い視点から見直してみるのが重要です。国の経済活動について、日本国憲法では、「国の（ M ）を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」とされています。20世紀の福祉国家では政府が国民経済のなかで果たす役割が大きくなりました。日本では、第二次世界大戦期の軍事費増大の教訓もあって、赤字国債の発行を禁止していましたが、1970年代の石油危機後の不況で大量の赤字国債を発行しました。その後、1991年のバブル経済崩壊後の不況が長引き、さらに国債発行額が増えています。

Uさん：そうしたなかで小泉内閣が特殊法人の廃止や民営化などを掲げて「構造改革」を打ち出したわけですね。しかし、その一方でこうした改革路線が国民の間に新たな格差問題を生んだとも取りざたされています。

S君：国際社会では、先進国と途上国の経済格差が「南北問題」として取り組まれてきましたが、1980年代の途上国の債務危機に対応して、国際通貨基金（IMF）や世界銀行は「構造調整アプローチ」という条件づきの支援をしましたね。

Uさん：いわゆる「ワシントン・コンセンサス」ですね。途上国だけでなく冷戦終結後に社会主義体制から市場経済体制に移行した国々に対しても似たような支援がなされました。ワシントン・コンセンサスによる米国主導の市場至上主義が「格差社会」を世界中に広げたという批判もあります。

T先生：第二次世界大戦後に形成された国際政治経済秩序の枠組みが崩れて、世界が混迷のなかにあります。構造調整アプローチに代わって、1999年に世界銀行は「包括的開発枠組み」（CDF）という新しい政策を提案しました。これは構造調整アプローチに対する批判に応えようとしたものかもしれません。途上国の主体性重視やNGOとの連携強化の提案はある程度評価できると思いますが、途上国の腐敗の問題を先進国にならって改善するとしても、はたしてそれが機能するののかという問題があります。

Uさん：各国が貿易や投資の自由化を進めるなかで、(カ) めざましい経済成長をした新興市場国もありますね。ただし、流入した資本が急激に流出してしまうと1997年のアジア通貨危機のような事態となってしまいますが。

T先生：グローバル化した世界では、金融危機にしても、地球環境にしても、感染症やテロリズムといった問題にしても一国の枠組みでは解決できない課題が山積しています。国内での地方分権

化や国際機関による取り組みもなされていますが、より広い地域で解決しようとする地域主義の動きも出てきています。世界貿易機関（WTO）の多角的貿易交渉がなかなか進捗しないこともあって、地域貿易協定や二国間での自由貿易協定や経済連携協定の動きも目立っていますね。様々な取り組みがなされていますが、グローバル社会における一人ひとりが「責任ある個人」としての自覚と行動をする必要もあるのではないのでしょうか。

S君：だからICUでは「責任ある地球市民の育成」ということを言っているんですか。

Uさん：各国間の発展の差異を利用して投資や生産拠点の移動を行い、そこから利潤を得ようとする多国籍企業の活動をどのように考えるかという視点も大切ではないのでしょうか。

S君：就職活動をしている先輩が、「企業の社会的責任」（CSR）に熱心な企業に人気が集まっていると言っていました。最近では、^(キ)フェアトレード・コーヒーを販売するコーヒーショップもありますが、これもCSRの一環なののでしょうか。少し割高かもしれませんが、コーヒーを注文するたびに国際協力ができるのであればいいかなと思っています。

T先生：国内レベルで国民の権利と国家の責務との関係が問われているのと同時に、国際社会や世界市場や地球市民社会でも国家と企業や市民がどのような権利と責務を持つべきなのかが問われているんです。

参考文献

家永三郎『歴史の中の憲法（上）』 東京大学出版会、1977年

田畑忍（編著）『近現代日本の平和思想』 ミネルヴァ書房、1993年

阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック・国際人権法 [第2版]』 日本評論社、2002年

小林武『憲法判例論』 三省堂、2002年

全国憲法研究会『法律時報増刊・憲法と有事法制』 日本評論社、2002年

山内敏弘『主権・人権・平和』 日本評論社、2003年

安田信之『開発法学』 名古屋大学出版会、2005年

杉原泰雄（編）『新版・体系憲法事典』 青林書院、2008年

次の問題（1－41）には、それぞれ a, b, c, d の答えが与えてあります。
各問題につき、a, b, c, d のなかから、最も適切と思う答えを一つだけ選
び、解答カードの相当欄にあたる a, b, c, d のいずれかのわくのなかを黒
くぬって、あなたの答えを示しなさい。

例 

a b c d

1. 明治憲法における人権保障の形態として、（ A ）にあてはまる最も適切な用語を一つ
選びなさい。
 - a. 憲法の優位
 - b. 法律の留保
 - c. 法の支配
 - d. 法治主義

2. 憲法原案の審議のために1888（明治21）年に創設され、明治憲法では天皇の最高諮問機
関として位置づけられた（ B ）にあてはまるものを一つ選びなさい。
 - a. 元老院
 - b. 貴族院
 - c. 枢密院
 - d. 大審院

3. 「臣民ノ権利義務」に代わるものとして森有礼が主張した（ C ）にあてはまる用語を
一つ選びなさい。
 - a. 国民ノ義務
 - b. 臣民ノ心得
 - c. 国民ノ分限
 - d. 臣民ノ分際

4. S君が述べている「本来の立憲主義」に関する記述として、最も適当なものを一つ選びなさい。
- 君主の権力が憲法によって制限され、憲法に従って政治が行われる統治形態のことである。
 - ヨーロッパにおける立憲主義憲法の例として、1850年のプロイセン憲法が挙げられる。
 - 国家権力の専制を防ぎ、国民の権利を守るために憲法を制定し、この憲法に基づいて政治を行おうという18世紀末の近代市民革命によって生まれた考え方のことである。
 - 日本における立憲主義憲法の例として、古くは聖徳太子の「憲法十七条」が挙げられる。
5. 「自由民権派によって提起された自由主義・民主主義的な憲法構想」の具体例として、適当でないものを一つ選びなさい。
- 日本国民ハ各自ノ権利自由ヲ達ス可シ他ヨリ妨害ス可ラス且国法之ヲ保護ス可シ
(千葉卓三郎らの五日市憲法草案)
 - 政府 恣ニ国憲ニ背キ 擅ニ人民ノ自由權利ヲ残害シ 建国ノ旨趣ヲ妨クルトキハ日本
国民ハ之ヲ覆滅シテ新政府ヲ建設スルコトヲ得 (植木枝盛の東洋大日本国国憲按)
 - 国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス (鈴木安蔵らの憲法草案要綱)
 - 国民ハ非法不正ニ抗スルノ権理ヲ有ス (立志社の日本憲法見込案)
6. 下線部(ア)の文章について、適当でないものを一つ選びなさい。
- これは天皇主権を憲法原理として採用しようとした明治憲法制定者たちの意思を表したものである。
 - この構想はやがて法人としての国家を統治権の主体とし、天皇をその国家の機関とする天皇機関説として発達していった。
 - その構成について国民の力の及ばない貴族院・枢密院・陸海軍等が重要な権限を保有する国家機構の仕組みは、君権の縮小を防ぐ意味をもっていた。
 - 統帥事項については国务大臣の輔弼(大臣助言制)の外にあるとした統帥権の独立は、この構想の一つの帰結であった。

7. 平等権や平等原則に関する記述として適当でないものを一つ選びなさい。
- a. 憲法14条1項が定めている「平等」とは、いかなる場合もすべての人を等しく扱うという絶対的平等を意味している。
 - b. 2007年の国連総会において先住民族の権利に関する国連宣言が採択され、先住民族および個人は、自由であり、かつ他のすべての民族および個人と平等であることが確認された。これを踏まえて、2008年に国会の衆参両議院は、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議を採択した。
 - c. 積極的格差是正措置（アファーマティヴ・アクション）とは、人種差別や性差別などを解消する目的で、アメリカなどを中心に欧米諸国で実施されてきたが、最近では世界各国で活用されている。この措置は、実質的平等を積極的に実現するため、形式的平等原則に例外を認めるものである。
 - d. 日本は1985年に男女雇用機会均等法を制定して、女性差別撤廃条約に加入した。
8. 生存権の記述として適当でないものを一つ選びなさい。
- a. 最高裁判所は生存権について積極的な考え方を提示し、憲法が法的権利としてこれを保障しているという判断を示した。
 - b. 生存権とは、経済的、社会的に弱い立場にある人々の人間らしい生活を保障するための積極的な政策を国に対して要求する社会権の一つである。
 - c. 社会保障は国民の生存権の保障を理念としており、日本では、公的扶助、社会保険、社会福祉、公衆衛生の4つの分野から成り立っている。
 - d. ドイツでは1919年のワイマール憲法が画期的な生存権保障の規定を設けた。
9. 権力分立について論じたモンテスキューの『法の精神』の記述として適当でないものを一つ選びなさい。
- a. 共和制においては自発的に公益が優先されるので、権力分立がなくても自由は保障されると主張した。
 - b. 君主制であっても三権分立が協調的に実現していれば政治的自由が保障されうるとして、イギリスの憲政をたたえた。
 - c. 法律の定める手続によらなければ自由を奪われたり刑罰を科されたりしないという適法手続（デュー・プロセス）に通じる精神が見られる。
 - d. 各国の政治制度や社会制度が異なっているのは、それぞれの土地の地理や気候などの自然的要因が特有の精神や文化を生み出していることに関係していると考えた。

10. (D) にあてはまる正しい用語を一つ選びなさい。
- a. 小選挙区制
 - b. 中選挙区制
 - c. 都道府県を単位とする選挙区制
 - d. 小選挙区比例代表並立制
11. (E) にあてはまる正しい用語を一つ選びなさい。
- a. 国民の奉仕者
 - b. 国家の奉仕者
 - c. 公益の奉仕者
 - d. 全体の奉仕者
12. 下線部 (イ) について、この文脈における「行政の透明性」とは直接関係のないものを一つ選びなさい。
- a. 行政手続法
 - b. 情報公開法
 - c. オンブズマン制度
 - d. 特定非営利活動促進法
13. (F) にあてはまる正しい用語とその役割について記述したものを一つ選びなさい。
- a. 陪審員；有罪かどうか犯罪事実の認定を行う
 - b. 参審員；有罪かどうか犯罪事実の認定と刑の種類や程度を決める量刑のほか法解釈を裁判官とともにを行う
 - c. 裁判員；有罪かどうか犯罪事実の認定と刑の種類や程度を決める量刑を裁判官とともにを行う
 - d. 検察審査員；検察官が被疑者を裁判にかけなかったことのよしあしを審査する
14. (G) にあてはまる国の地理について、正しく記述したものを一つ選びなさい。
- a. 国土面積は日本の約3分の2である。メキシコ湾流に由来する暖流と偏西風の影響を受けるため、西岸海洋性気候である。
 - b. 国土面積は日本の約25倍ある。熱帯から寒帯まで、また乾燥地域から湿潤地域まできわめて多様な自然環境がそこには見られる。
 - c. 現在の国土面積は日本よりも狭い。南部の地形はアルプス変動帯の活動によって隆起している。北部の平野は、典型的な氷河地形である。
 - d. 国土面積は日本よりも広い。国土の大半は穏やかな丘陵地や平野で、海洋性、大陸性、地中海性の気候が見られる。

15. 下線部（ウ）について、日本の最高裁判所が憲法判断に消極的であるとされる理由として、明らかに間違っているものを一つ選びなさい。
- 国家統治の基本に関わる国家の行為は高度な政治性を有するので、たとえ裁判が可能であっても司法審査から除外すべきだという考え方があるから。
 - 最高裁判所の裁判官が他の民事事件や刑事事件の裁判に忙しすぎて、憲法判断をじっくりと行う時間的余裕がないから。
 - 最高裁判所が一切の法律、命令、規則、処分などが憲法に適合するかしないかを決定する権限を持つ終審裁判所であることが日本国憲法には明記されていないから。
 - 最高裁の裁判官に憲法の専門家がほとんど採用されていないから。
16. 下線部（エ）の主張は、憲法裁判所制度と現行制度とを比較した場合、現行制度に長所があるという立場に立っている。現行制度の長所の説明として、T先生の主張に最も近い記述を一つ選びなさい。
- 下級裁判所の間に往々見られる法令の合憲判断・違憲判断のバラツキを統一して、最高裁による判例の事実上の拘束力を高められること。
 - 違憲審査の開始に市民・私人が主導的に関与でき、具体的事実関係に即して憲法問題が判断されること。
 - 具体的な事件がなくても違憲の疑いのある法令等については、直接最高裁判所に提訴することによって、憲法を頂点とする法体系の整合性を確保できること。
 - 憲法裁判所を設置するためには憲法改正をしなければならないが、憲法改正には通常の法律の改正の場合よりも厳格な手続を必要とすること。
17. 資料文中の（ H ）；（ I ）にあてはまる正しい用語の組み合わせを一つ選びなさい。
- 憲法調査会；憲法審査会
 - 憲法調査会；日本国憲法に関する調査特別委員会
 - 日本国憲法に関する調査特別委員会；憲法調査会
 - 日本国憲法に関する調査特別委員会；憲法審査会

18. 地球環境問題に関する取り組みのうち、2009年にコペンハーゲンで第15回締約国会議が開催される国際条約について記述したものを一つ選びなさい。
- a. 窒素酸化物や硫黄酸化物の排出によってもたらされる酸性雨問題に対処するため、スカンジナビア諸国をはじめとする欧米諸国を中心に長距離大気汚染条約が締結された。
 - b. アメリカ政府と国際自然保護連合（IUCN）が中心となって、種の保存のために、絶滅の恐れがある野生動植物の取引を規制する条約案が検討された結果、ワシントン条約（CITES）が採択された。
 - c. 地球サミット（国連環境開発会議）で調印された気候変動枠組条約に基づき、京都議定書では拘束力のある温室効果ガス削減目標が設定された。
 - d. 生物多様性条約は、種内、種間および生態系間の多様性を含む生物多様性の保全等を目的としたもので、2010年には名古屋で締約国会議が開催される予定である。
19. ドイツの憲法（基本法）では、なぜ「人間の尊厳は不可侵である」と規定されたのか。最も適当な説明を一つ選びなさい。
- a. ナチズムによる大量虐殺の経験を踏まえて、「個人は人間であるがゆえに尊厳を有する」ことを確認したから。
 - b. 旧東ドイツの社会主義体制に対抗すべく、史的唯物論と階級史観を否定するために規定されたから。
 - c. 人民民主主義の理念の下で、社会構造を基礎とした政治共同体における市民の基本的権利・義務として人間の尊厳が重視されたから。
 - d. 自由の敵にも自由を与える寛容さこそ民主主義の本質であるとして、反体制的な政党や思想を認めたから。
20. 日本国憲法の平和主義をめぐる動きについて、事実関係として正しいものを一つ選びなさい。
- a. 自衛隊の憲法適合性については最高裁判所の判決によって既に決着済みの問題となっている。
 - b. テロ対策特別措置法の制定によって、主要な戦闘終了後も武力衝突が続くイラクに自衛隊が派遣された。
 - c. 2003年に武力攻撃事態法など有事関連3法、2004年には国民保護法や米軍行動円滑化法など有事関連7法が制定された。
 - d. 日米安保条約に基づく事前協議制度は、冷戦期だけでなく冷戦後においてもアメリカ政府からの要請がたびたびあり、重要な役割を果たしてきた。

21. 日本国憲法前文に書かれている「平和のうちに生存する権利」(平和的生存権)に関して、これが第一審で認められた判決を一つ選びなさい。
- 日米安保条約の合憲性が争われた砂川事件について、一審の東京地裁判決(1959年)では、在日米軍は違憲とされた。
 - 自衛隊の演習中止を訴えて無視された酪農家が、自衛隊の通信線を切断し起訴された恵庭事件について、一審の札幌地裁判決(1967年)では、被告人は無罪とされた。
 - 自衛隊基地建設のための保安林指定取り消しをめぐって自衛隊の合憲性が争われた長沼ナイキ訴訟について、一審の札幌地裁判決(1973年)では、自衛隊は違憲とされた。
 - 自衛隊基地内の土地売買をめぐって自衛隊の合憲性が争われた百里基地訴訟について、一審の水戸地裁判決(1977年)では、土地売買と自衛隊の違憲・合憲とは無関係とされた。
22. 国際連合憲章に明文規定されていないものを一つ選びなさい。
- 紛争の平和的解決
 - 平和維持活動
 - 集団的自衛の権利
 - 地域的取極
23. 下線部(オ)にある内村鑑三による主張を一つ選びなさい。
- 洋学紳士、更に言を發して云ひけるは、且つ民主の制度は、兵をおさめ、和を敦くして、地球上万国を合して一家族と為らしむるに於いて、欠く可らざるの一事なり。
 - 余は日露非開戦論者である許りでない、戦争絶対的廃止論者である。戦争は人を殺すことである。而うして大罪惡を犯して個人も国家も永久に利益を収め得やう筈はない。
 - 君死にたまふことなかれ、すめらみことは、戦ひに おほみづからは出でまされ、かたみに人の血を流し、獸の道に死ねよとは、死ぬるを人のほまれとは、大みこころの深ければ もとよりいかで思されむ。
 - 人道、正義、自由の為めに戦ふならば大に佳し、桂 某を侯爵となさんが為めに、陸海将校の位階を進めんが為めに、投機師御用商人を利せんが為めに、日本多数の国民を煽動し、人の子を殺し、人の財を奪ひ、苦痛なる負担を後世子孫に貽すが如きは、予等の忍び得ぬ所である、予等は断じて開戦に反対する。

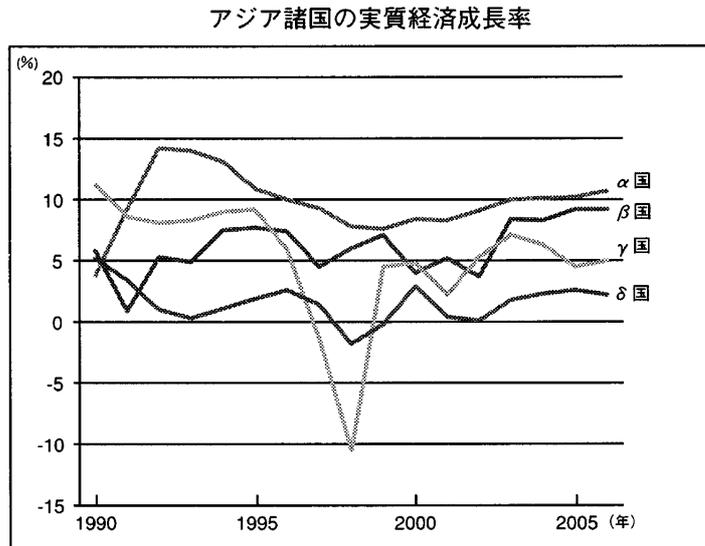
24. (J) にあてはまる正しい用語を一つ選びなさい。
- 平和構築
 - 人間の安全保障
 - 人道的介入
 - 保護する責任
25. 国連ミレニアム開発目標には掲げられていないものを一つ選びなさい。
- 環境の持続可能性の確保
 - ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上
 - 普遍的初等教育の達成
 - 軍縮と核兵器の廃絶
26. 日本の政府開発援助（ODA）について、最も適当な記述を一つ選びなさい。
- イラクやアフガニスタンにおける復興支援やサハラ以南のアフリカ諸国への援助の増加が近年急増し、21世紀に入ってから世界一のODA額供与国となっている。
 - 1993～2000年までは世界一のODA額供与国であったが、その後ODA関連予算の削減に伴い、2007年は世界第5位となった。総合的で機動的なODA実施を図るため、昨年、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制が構築された。
 - 2003年に国会で採択されたグローバルな開発政策に基づき、特に最貧国に焦点を当てた援助を実施している。ODAの対国民総所得（GNI）比0.7%という国際目標を既に達成しており、援助はすべて贈与の形態をとっている。
 - 対外援助政策の立案・決定と実施を一元的に担当する政府機関を持ち、国連ミレニアム開発目標を達成することを目標に掲げている。NGOを援助の重要なパートナーとして位置づけ、地域別ではアフリカ地域に重点を置いている。
27. 内戦が続くスーダンの首都ハルツームの緯度に最も近い緯度に位置する都市を一つ選びなさい。
- バグダッド
 - キガリ
 - マニラ
 - ジャカルタ

28. 対人地雷禁止条約が署名された場所は、(K) にあてはまる国の首都である。この都市を流れる河川を一つ選びなさい。
- a. テムズ川
 - b. アーケル川
 - c. オタワ川
 - d. ナイロビ川
29. 核兵器をめぐる世界の動きについて、事実関係として間違っているものを一つ選びなさい。
- a. 冷戦のなかで米ソ両国は核兵器とミサイルの開発を推進し、1950年代半ばから恐怖の均衡といわれる核戦略の対抗関係を生み出し、両国は核報復の脅しで相手国に侵略や核戦争を断念させようとする核抑止論を基本的に採用した。
 - b. 1962年のキューバ危機の後、米・ソ・英国は部分的核実験禁止条約に調印したが地下核実験は禁止されなかった。その後の国連の努力によって核不拡散条約が調印され、1970年に発効したが、核兵器保有国5か国のみが核開発を独占できるという問題点が指摘されている。
 - c. 1996年に国連総会が包括的核実験禁止条約を採択したが、この条約ではコンピューター・シミュレーションや臨界前核実験は禁止されていない。
 - d. 冷戦終結によって核兵器を廃棄した国が増えたことと、国際司法裁判所が1996年に採択した核兵器の威嚇と使用を違法とする勧告的意見によって、非核兵器地帯の設置が進展し、現在では北半球の大部分を覆うようになった。
30. (L) にあてはまる最も適当な用語を一つ選びなさい。
- a. 軍産複合体
 - b. 地域共同体
 - c. 悪の枢軸
 - d. 脆弱国家
31. (M) にあてはまる正しい用語を一つ選びなさい。
- a. 財政
 - b. 金融
 - c. 予算
 - d. 会計

32. バブル経済崩壊後の不況下において増加した累積赤字に対処するため、日本政府は財政構造改革法を成立させたが、1998年末にはそれが凍結された。この理由として最も適当な記述を一つ選びなさい。
- a. 歳入構造を改善するため政府が導入しようとした一般消費税構想が国民の反対によって挫折したため。
 - b. アジア通貨危機の余波が日本にも及んで、この構造改革を棚上げせざるを得なくなったため。
 - c. 政治改革問題で自民党が分裂し、総選挙を経て「非自民」連立政権が成立したため。
 - d. 金融機関の破綻が相次ぐなかで、財政構造改革法の代わりとして金融再生関連法が成立したため。
33. 国際通貨基金（IMF）の役割に関する記述として、正しいものを一つ選びなさい。
- a. 加盟国の中央銀行間の通貨売買や預金の受入れなどの業務を行っている。国際金融政策やマクロ経済の調整についての意見交換も行われており、国際業務を行う銀行の自己資本比率の基準を設けた。
 - b. 加盟国からの出資金や市場から調達した資金を、主に途上国に対する開発のために融資する業務を行っている。また、同様の目的のため、最貧国に対する長期無利子の融資をしたり、途上国の民間企業に政府保障なしで市場金利での融資を行う関連機関を持っている。
 - c. 資金の循環の安定を維持しつつ、世界経済の経済成長を持続するため、加盟国間の経済成長と、自由で多角的な貿易の拡大を目的としている。さらに、途上国への援助の効果や質を向上させる取り組みもしている。
 - d. 為替レートや国際的な決済の仕組みを安定させるため、加盟国が外貨不足に陥ると一時的に資金を融資している。危機の予防のために、各国の経済・金融情勢の監視や脆弱性改善のための助言も行っている。

34. 第二次世界大戦後の国際政治経済秩序の枠組みを形成した、(α) 北大西洋条約機構 (NATO) 成立；(β) サンフランシスコ会議で国連憲章採択；(γ) ブレトンウッズ会議で国際通貨基金 (IMF) と世界銀行の設立合意；(δ) 関税および貿易に関する一般協定 (GATT) 発足、という4つの出来事を正しい年代順に並べた組み合わせを一つ選びなさい。
- a. (β) ; (γ) ; (α) ; (δ)
 - b. (γ) ; (β) ; (δ) ; (α)
 - c. (γ) ; (δ) ; (β) ; (α)
 - d. (β) ; (α) ; (γ) ; (δ)
35. 世界銀行の「包括的開発枠組み」(CDF) に関する記述として、最も適当なものを一つ選びなさい。
- a. この枠組みに従って、日本政府は東南アジア諸国連合 (ASEAN) と包括的経済連携協定を締結した。これによってASEAN新規加盟国の効果的な経済統合が促進され、ASEAN諸国間の開発格差が縮小することが期待される。
 - b. 先進国から技術や資金を支援することによって途上国の持続可能な開発に寄与するだけでなく、温室効果ガスの排出を削減する事業を実施することによってより包括的な持続可能性を改善することを目的としている。
 - c. この枠組みに基づいて、途上国は「貧困削減戦略ペーパー」(PRSP) と呼ばれる貧困削減のための行動計画を策定する。これによって途上国の開発戦略の内容や包括的な協力の枠組みが作られている。
 - d. 1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際的な開発目標を包括的に統合し、一つの共通する枠組みとしてまとめられた。その進捗状況は各国政府と国際機関やNGOとの連携によってモニタリングされている。

36. 下線部（カ）に関して、アジア諸国の実質経済成長率（実質国内総生産の伸び率）の推移を示す下記のグラフにおいて、 α 国； β 国； γ 国； δ 国にあたる4か国の正しい組み合わせを一つ選びなさい。



(出典：国連統計局データ、世界銀行推定値)

- a. 日本；中国；インドネシア；シンガポール
 b. 中国；インド；タイ；日本
 c. シンガポール；日本；インドネシア；中国
 d. インド；中国；韓国；タイ
37. 世界貿易機関（WTO）協定で明文化されている地域貿易協定に相当しないものを一つ選びなさい。
- a. 1980年代後半に締結されたアメリカとカナダの米加自由貿易協定に、1992年にメキシコが加わり、北米自由貿易協定（NAFTA）が形成された。
 b. 1968年に欧州共同体（EC）は、域内貿易について関税などの貿易制限を撤廃するだけでなく、域外共通関税を設ける関税同盟を完成させた。
 c. 1992年の東南アジア諸国連合（ASEAN）首脳会議は、ASEAN域内で生産された商品について関税障壁や非関税障壁を撤廃することによって域内貿易の自由化と活性化を図り、域外からの直接投資を促進することによって国際競争力をつけるためにASEAN自由貿易圏（AFTA）構想に合意した。
 d. 1989年にオーストラリアのホーク首相の提唱で発足したアジア太平洋経済協力会議（APEC）は、開かれた地域主義によって、貿易や投資の自由化と円滑化の成果を域内だけでなく域外に対しても共有することを目指している。

38. 国際裁判における「責任ある個人」をめぐる動きとは、直接関係しないものを一つ選びなさい。
- a. 国際刑事裁判所は、スーダンのダルフルール事件に関して、スーダン政府が国連安保理決議を履行していないとして、国際人道法上の犯罪について指名手配中の容疑者の逮捕を求めた。
 - b. 国際司法裁判所は、セルビアがボスニアで集団殺害を行ったことを否定したが、集団殺害を防止する責任、集団殺害容疑者を旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所に引き渡す責任を果たしていないという判決を下した。
 - c. ルワンダ内戦で発生した集団殺害について、タンザニアのアルーシャに設立されたルワンダ国際刑事裁判所は、アカイエス元タバ市長やカンバンダ元首相に有罪判決を下した。
 - d. ボスニアのスプレニツァなどでの集団殺害に対して、ミロシェビッチ元大統領が起訴されていたが、公判中に死亡したため、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所での裁判は中止となった。
39. 企業が海外に生産拠点を移す理由として適当でないものを一つ選びなさい。
- a. 世界的な不況が深刻化して、原産地規則などの保護主義的な動きが出てきたため、これを回避しようとして、輸出市場だった先進国に生産拠点を移したから。
 - b. 先進国での賃金水準が上がり、分野によっては労働力不足も生じているのに対して、途上国では豊富で廉価な労働力が存在したから。
 - c. めざましい経済成長をしている新興経済国での所得水準が上がり、有力な市場として期待できるとともに、豊富な自然資源を持つ途上国で原材料を調達すれば輸送コストも減らすことができるから。
 - d. プラザ合意以降に経済協力開発機構（OECD）で交渉された多国間投資協定が成立し、高い水準の投資の保護・自由化を保障する体制が確立したから。

40. 下線部（キ）の「フェアトレード」における「公正」の考え方に最も近い意味の記述を一つ選びなさい。
- a. 世界貿易機関（WTO）協定など国際的に合意されたルールを基準として各国の貿易政策・措置の公正性が調査・認定され、年次報告として『不公正貿易報告書』がまとめられている。
 - b. 公正貿易とは、貧困のない公正な社会をつくるための対話と透明性、互いの敬意に基づいた貿易のパートナーシップである。特に、「南」の立場の弱い生産者に、よりよい貿易の条件を提供し、その権利を守ることによって、持続可能な発展を支援する。
 - c. 先進国に不釣り合いに大きな利益をもたらす現在の貿易ルールはとりわけ途上国にとって不公正なものである。ドーハ開発アジェンダ交渉でより公正な協定を締結するためには、少なくとも交渉プロセスの開放性、透明性、議論の方法等の手続の公正を確保すべきである。
 - d. 公正取引委員会は、私的独占の禁止、カルテルなど不当な取引制限の禁止、不当廉売など不公正な取引方法を禁止するなど公正かつ自由な競争を促進する活動をしている。
41. コーヒーに関する歴史について、間違っている記述を一つ選びなさい。
- a. 飲酒を禁じられているイスラーム教徒の嗜好品として発達した。
 - b. インドネシアでのコーヒー栽培は、オランダ人によって始められた。
 - c. 16世紀にポルトガル商人によって南アメリカからヨーロッパに輸入されて、普及した。
 - d. 17～18世紀にイギリスで流行したコーヒーハウスは、新聞・雑誌などを読む市民たちの世論形成や情報交換の場となった。